

岐阜県における家畜排せつ物の
利用の促進を図るための計画

令和3年3月
岐 阜 県

目 次

第1 家畜排せつ物の利用の目標

- 1 畜産の現状
- 2 家畜排せつ物をめぐる現状と課題
- 3 基本的な対応方向

第2 処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

- 1 本県における施設整備の現状と基本的考え方
- 2 地域ごとの施設整備の方向

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する事項

- 1 技術開発の促進
- 2 情報提供及び指導に係る体制の整備

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要な事項

- 1 消費者等の理解の醸成
- 2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないというのが、家畜排せつ物の処理において基本となる考え方である。したがって、畜産農家は、処理のために必要な施設の整備や維持・管理を計画的に自ら行うことが必要である。

また、近年、畜産経営の大規模化や地域的な分散化が進展する中で、生産された堆肥を経営内または地域内でいかに有効に利用していくかが課題となっている。

このため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号、以下「家畜排せつ物法」という。）に基づき、関係機関等が一体となって、次に掲げる事項に留意し、令和12年度を目標として、家畜排せつ物の利用促進を図るための取組を計画的に推進するものとする。

第1 家畜排せつ物の利用の目標

1 畜産の現状

県内の家畜飼養頭羽数は、平成31年2月において、乳用牛5千7百頭、肉用牛3万1千頭、豚10万頭、採卵鶏524万羽、ブロイラー99万羽であり、ブロイラーを除き前年比で若干減少している。

畜産産出額は、平成30年度において約427億円と農業産出額約1,104億円の38.7%を占め、畜産業は県農業の基幹的部門として、県民の安全・安心な食を支え、土地資源の有効利用など地域貢献に大きく貢献している。

本県における畜産の現状については、表1及び2のとおりである。

表1 飼養頭羽数の推移

畜種		戸数(戸)		頭羽数(頭・千羽)		1戸当たり頭羽数 (頭・千羽)
		戸数	%	頭羽数	%	
乳用牛	H29	130	94.9 %	6,180	95.4 %	47.5
	H30	118	90.8 %	5,950	96.3 %	50.4
	H31	107	90.7 %	5,710	96.0 %	53.4
肉用牛	H29	525	98.5 %	31,600	100.6 %	60.2
	H30	512	97.5 %	31,800	100.6 %	62.1
	H31	497	97.1 %	31,300	98.4 %	63.0
豚	H29	40	100.0 %	110,300	104.9 %	2,757.5
	H30	40	100.0 %	106,300	96.4 %	2,657.5
	H31	32	80.0 %	99,800	93.9 %	3,118.8
採卵鶏	H29	96	95.0 %	5,531	101.7 %	51.4
	H30	95	99.0 %	5,724	103.5 %	54.1
	H31	90	94.7 %	5,241	91.6 %	55.6
ブロイラー	H29	17	100.0 %	955	117.8 %	56.2
	H30	17	100.0 %	924	96.8 %	54.4
	H31	17	100.0 %	993	107.5 %	58.4

注) 1 農林水産省統計部「畜産統計調査」

2 各年2月1日現在の値

3 戸数及び頭羽数の%欄は対前年比

4 採卵鶏の飼養戸数には種鶏のみの飼養者及び成鶏めす1,000羽未満の飼養者を含まない

5 ブロイラーの飼養戸数・羽数には、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を含まない

表2 農業産出額

(単位：億円、%)

年	農業産出額	畜産 産出額				
			酪農	肉用牛	養豚	養鶏
H30	1,104	427 (38.7)	46 (10.8)	117 (27.4)	81 (19.0)	181 (42.4)

注) 1 農林水産省統計部「生産農業所得統計」

2 畜産産出額の下段括弧内は、農業産出額に占める畜産産出額の割合

3 畜種ごとの下段括弧内は、畜産産出額に占めるそれぞれの割合

2 家畜排せつ物をめぐる現状と課題

本県における平成30年度の年間家畜排せつ物発生量は、表3に示すとおり877.6千トンと推定され、その処理方法及び堆肥の利用状況の現状については、表4に示すとおりである。

(1) 家畜排せつ物の堆肥利用の促進

家畜排せつ物の堆肥利用を促進するため、県では岐阜県農業技術センターが開発した堆肥の肥効評価等の情報を堆肥供給者リストとともにホームページで公開し、耕種農家へ堆肥成分などの情報提供に努めている。

また、堆肥散布機等の機械導入にかかる支援を行い、堆肥散布における負担の軽減を図っている。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用等の推進

家畜排せつ物のエネルギー利用については、売電等の収益が期待され、また、焼却処理は排せつ物量低減効果がある一方で、設備投資や運転コストが過大になるなどの課題があり、本県では、現在、畜産農家において稼働しているエネルギー利用施設はない状況である。

(3) 畜産環境問題への対応

近年の畜産経営に起因する苦情の発生件数は、図1に示すとおりである。苦情の種類では、悪臭発生及び水質汚濁が多く、悪臭と害虫など複合的な内容の苦情も散見される。

また、令和元年度における畜種別苦情発生件数は表5に示すとおりで、牛、豚、鶏いずれも同程度の割合で苦情が発生している。これらの苦情に対しては、処理衛生技術指導等の対策を行っているが、畜産農家の大規模化、混住化の進展等により、地域住民からの苦情の深刻化・常態化が懸念される。そのため、臭気や水質に係る環境規制が強化される中で、臭気対策や汚水対策の強化が畜産経営の継続のためにも重要な課題となっている。

表3 家畜排せつ物発生量の現状（平成30年度）（単位：千t／年）

畜種	ふん	尿	計
乳用牛	79.5	23.9	103.4
肉用牛	219.7	78.3	298.1
豚	78.1	144.7	222.8
採卵鶏	211.0	—	211.0
ブロイラー	42.2	—	42.2
計	630.6	247.0	877.6

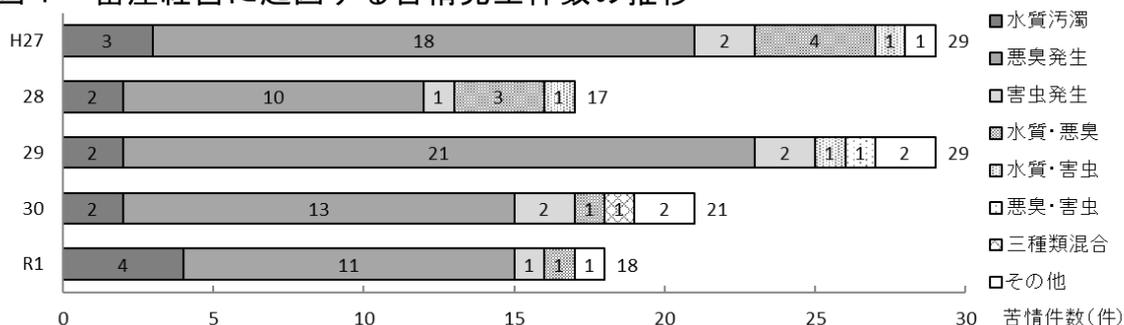
注) 1 岐阜県農政部畜産振興課「家畜家きん飼養頭羽数調査（平成30年2月1日現在）」による飼養頭羽数より推計
 2 推計に用いた1頭当たりの家畜排せつ物発生量は、社団法人中央畜産会「堆肥化施設設計マニュアル」の値による

表4 家畜排せつ物の処理方法及び堆肥の利用状況の現状（単位：断りなき限り 千t／年）

区分	量	割合
	家畜排せつ物総発生量	877.6
処理方法		
発酵処理	712.3	81.2 %
乾燥処理	21.3	2.4 %
液肥処理	5.6	0.6 %
その他（浄化处理、業者委託等）	138.4	15.8 %
素堀・野積等の不適切な処理	0.0	0.0 %
家畜ふん尿堆肥等の利用状況		
畜産農家利用量	183.8	20.9%
耕種農家利用量	350.1	39.9%
土木等仕向量	190.9	21.8%
県外流通量	31.9	3.6%
その他（浄化处理等堆肥以外の利用）	120.9	13.8%
利用率（その他を除く利用量／家畜排せつ物総発生量）	—	86.2%

注) 岐阜県農政部畜産振興課「畜産環境に係る実態調査（平成30年7月現在）」による

図1 畜産経営に起因する苦情発生件数の推移



注) 岐阜県農政部畜産振興課「畜産環境に係る実態調査（平成27年7月～令和元年7月現在）」による

表5 苦情の畜種別発生件数（令和元年度）

（単位：件）

	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質・悪臭	水質・害虫	悪臭・害虫	三種類混合	その他	合計（割合）
牛		6						1	7（38.9%）
豚	3	2		1					6（33.3%）
鶏	1	3	1						5（27.8%）
合計（割合）	4（22.2%）	11（61.1%）	1（5.6%）	1（5.6%）	0（.0%）	0（.0%）	0（.0%）	1（5.6%）	18（100.0%）

注) 1 岐阜県農政部畜産振興課「畜産環境に係る実態調査（令和元年7月現在）」による

2 調査期間は平成30年7月1日～令和元年6月30日

3 基本的な対応方向

家畜排せつ物は、従来から農作物及び飼料作物生産において、肥料として有効利用されてきた。今後も、畜産農家における自給飼料生産に活用するとともに、耕畜連携の強化、耕種農家のニーズに即した高品質な堆肥づくりを推進し、さらなる有効利用を図る。

令和12年度における家畜排せつ物発生量は表6に示すとおり946.1千トンと推定され、家畜排せつ物の処理方法及び堆肥の利用状況の目標については、表7に示すとおりである。

(1) 家畜排せつ物の堆肥利用の促進

堆肥利用における大きな問題である堆肥散布労力の軽減については、マニユアスプレッダー等の機械導入や堆肥散布作業を請け負う外部組織の育成等を推進するとともに、公共事業によるほ場整備等を推進し、散布作業の効率化を図る。

耕種農家のニーズに対応した堆肥づくりを推進するため、県ホームページで公開している堆肥供給者リストを随時更新し、堆肥の肥効評価等の情報を提供し、耕種農家が利用しやすい情報を整備するよう努める。

また、畜産農家に対し、自給飼料生産に際して適正量の堆肥を施用するよう指導し、飼料用米の生産・利用においては、地域内での耕種農家とのマッチングをすすめ、地域での堆肥の品質向上及び有効利用の課題に対して地域全体で検討する仕組みづくりを推進する。

(2) 家畜排せつ物のエネルギーとしての利用等の推進

低コストなエネルギー化技術等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて利用の推進を図る。

(3) 畜産環境問題への対応

家畜排せつ物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされていることから、適正な家畜飼養管理、施設管理、堆肥利用をすすめ、畜産環境問題を未然に防ぐように努める。

岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針・実施要領に基づき、県、市町村、畜産団体等関係機関が一体となり、実態調査及び巡回指導等を行うことにより、環境問題の発生防止に取り組む。

表6 目標年度の家畜排せつ物発生量（令和12年度）

（単位：千t／年）

畜種	ふん	尿	計
乳用牛	63.6	19.2	82.9
肉用牛	252.7	90.1	342.8
豚	93.6	173.5	267.1
採卵鶏	211.0	—	211.0
ブロイラー	42.2	—	42.2
計	663.2	282.8	946.1

注) 1 「岐阜県家畜改良増殖計画」「岐阜県酪農肉用牛近代化計画書」の目標頭羽数より推計
 2 推計に用いた1頭当たりの家畜排せつ物発生量は、社団法人中央畜産会「堆肥化施設計マニュアル」の値による

表7 家畜排せつ物の処理方法及び堆肥の利用状況の目標

（単位：断りなき限り 千t／年）

区分	量	割合
	家畜排せつ物総発生量	946.1
処理方法別利用状況		
発酵処理	760.0	80.3%
乾燥処理	21.3	2.3%
液肥処理	5.6	0.6%
その他（浄化処理、業者委託等）	159.2	16.8%
素堀・野積等の不適切な処理	0.0	0.0%
家畜ふん尿堆肥等の流通状況		
畜産農家利用量	189.2	20.0%
耕種農家利用量	380.7	40.2%
土木等仕向量	182.7	19.3%
県外流通量	32.4	3.4%
その他（浄化処理等堆肥以外の利用）	161.1	17.0%
利用率（その他を除く利用量／家畜排せつ物総発生量）	—	83.0%

注) 岐阜県農政部畜産振興課「畜産環境に係る実態調査（平成30年7月現在）」及び「岐阜県家畜改良増殖計画」「岐阜県酪農肉用牛近代化計画書」の目標頭羽数より推計

第2 処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

1 本県における施設整備の現状と基本的考え方

本県における令和元年度現在の施設整備状況は、別紙1に示すとおりである。

個人処理施設については、堆肥舎487ヶ所、強制発酵施設209ヶ所、乾燥施設115ヶ所、液肥化施設43ヶ所、浄化処理施設42ヶ所であり、生産された堆肥は、主に自家利用されている。

また、共同処理施設については、堆肥舎104ヶ所、強制発酵施設43ヶ所、乾燥施設66ヶ所、液肥化施設5ヶ所、浄化処理施設3ヶ所である。

家畜排せつ物法への対応状況については、表8に示すとおり、令和元年12月現在の法適用対象農家537戸のうち、施設整備による対応526戸、簡易対応3戸、処理委託・直接散布・発酵床等の施設以外による対応8戸となっている。

今後、簡易対応農家や規模拡大を行う農家等については、必要に応じて恒久的な家畜排せつ物処理施設の整備を推進することとし、急速な都市化が進展している地域においては、家畜排せつ物の処理過程で発生する臭気への対策のため、処理施設に付帯する脱臭装置等の導入を検討することとする。

また、これまでに家畜排せつ物処理施設の整備が完了している農家については、適切な家畜排せつ物処理を行うために、施設及び機械の保守・管理や老朽化に対応した更新等を推進していく。

本県における令和12年度までに整備する家畜排せつ物処理施設の計画数については、別紙1のとおりとし、各地域における需要状況等を考慮しながら、必要に応じて整備を図ることとする。

表8 法適用対象農家537戸の対応状況 (単位：戸)

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー	馬	合計
施設整備対応	100	299	32	72	22	1	526 (98.0%)
簡易対応	0	1	1	1	0	0	3 (0.6%)
施設以外*	1	3	0	2	2	0	8 (1.5%)
不適合	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
合計	101	303	33	75	24	1	537 (100%)

注) 1 岐阜県農政部畜産振興課「家畜排せつ物施行状況等調査」(令和元年12月現在)

2 施設以外には、業者委託、ほ場への直接散布等を含む

3 ()の数值は、法適用対象農家の合計(537戸)に占めるそれぞれの割合

2 地域ごとの施設整備の方向

(1) 岐阜地域

岐阜地域においては、都市化が進み畜産農家と住宅街が近接する地域が多いため、苦情の増加が予想される。畜産農家戸数の減少が見込まれるものの、大規模化及び新規参入の計画がある。このため、地域環境に配慮した家畜排せつ物処理、増頭等への対応として、関係機関と連携した適正な家畜排せつ物処理の指導や補助事業等を活用し施設整備を進めていく。本巣市では、市内畜産農家による本巣市畜産経営環境保全推進協議会が主体となり、市の補助を受け畜産経営に起因する環境汚染問題に対応した環境の浄化・保全確保のため、薬剤購入や設備の導入事業を行っている。

堆肥の利用は飼料用稲・飼料用米等の水田転作作物栽培を中心に進められている。羽島市では、畜産農家と耕種農家間で飼料生産契約を結んでおり、堆肥の地域内循環、集約化と合わせ効率的な生産を目指し、制度等を含め行政間の連携を推進している。今後は、農家戸数の減少により堆肥不足が予想されるため、需給マッチングが必要となる。山県市では、山県市地域農業再生協議会、JAぎふ、山県市畜産振興クラスター協議会の3者が飼料用米の持続可能な地域内循環型生産流通体制を構築し、飼料用米作付けの低コスト化、市内の堆肥利用を促進している。今後は、堆肥の需要拡大に向け、良質な堆肥生産に資する堆肥の成分分析の助成や、効率的な堆肥散布・収穫調整用の作業機の導入支援を行う。

(2) 西濃地域

西濃地域においては、都市化に伴う混住化の進展による悪臭等の苦情や畜産農家が保有する家畜排せつ物処理施設の老朽化に対応した施設整備の需要が見込まれる。また、畜産農家戸数は減少すると想定されるが、肉用牛経営への新規就農者の参入や飼養規模の拡大に取り組む事例が見られることから新たな施設整備の需要もある。

そのため、悪臭対策について十分に検討を行うなど周辺環境へ配慮しつつ、良質な堆肥を生産するために必要な施設や脱臭装置等の整備を国・県などの補助事業等を有効に活用して進める。また、米、麦、大豆等の土地利用型作物や飼料用稲の作付面積が多い地域であることから営農組合等との耕畜連携による堆肥還元を推進するため堆肥散布機等の導入が必要である。

堆肥の利用拡大については、地域内に共同利用施設が少ないことから、個別畜産経営において良質な堆肥の生産に向けた施設管理を進めるとともに、堆肥分析に基づく特殊肥料等の届出を進め、地域内需要者が利用しやすい良質堆肥の供給を推進する必要がある。

また、畜産環境問題について、畜産に起因する苦情発生件数は減少しているが、畜舎から堆肥舎へふんを搬出するときなどは悪臭が発生しやすいため、畜産農家の堆肥の処理状況を踏まえ、必要に応じて畜産環境保全指導事業（臭気測定等）を活用しながら、西濃地域畜産環境保全推進指導協議会を中心とする各機関により良好な畜産環境づくりについて指導を行っていく。

(3) 揖斐地域

揖斐地域においては、新規需要米を含む水稻・茶を中心にして堆肥の利用が進んでいるが、一層の利活用を進めるために堆肥の保管施設や作業省力化のための散布機などの整備を図る必要がある。

また、堆肥散布時の臭気対策として、堆肥の一層の完熟処理のための施設、機械の整備が必要である。当地域の畜産農家は中小規模の経営が中心であるが、一部には規模拡大を図っている農家もあり、今後、規模拡大に伴う施設整備が見込まれる。

(4) 中濃地域

中濃地域においては、東海北陸自動車道と東海環状自動車道が交差して交通の便が向上し、企業誘致が推進されていることなどから、混住化が一層進んできており、畜産経営に対して悪臭等の苦情が更に増加することが予想される。

こうした中、大規模経営及び規模拡大を計画する経営では、これまで以上に周辺環境への配慮が必要であり、今後、新たな畜舎や排せつ物処理施設を整備する場合は悪臭対策の装置等を備えた施設を検討する。また、それ以外の経営では既存施設での悪臭対策等を推進し、環境対策を図る。

生産された堆肥は牛ふん堆肥を中心に地元耕種農家で利用されているが、主に畑作においてであり、水田での利用は控えられているのが現状である。水稻の品種や栽培体系によることもあるが、今後水田での利用を拡大するためには、堆肥の形状や肥効の調整等、耕種農家の使いやすい堆肥の生産を検討する必要がある。

(5) 郡上地域

郡上地域は大家畜農家において、公共牧場の活用による生産コストの低減を図るとともに、土地基盤に立脚した畜産経営の育成を推進している。堆肥は飼料作物の栽培に利用し、飼料自給率の高い低コスト生産に取り組んでいる。

家畜排せつ物の適正な処理・利用を行うため、公共事業を活用し堆肥舎等の計画的な整備が進められている。堆肥利用は「ぎふ清流GAP評価制度」などの環境に配慮した農業生産や、水田フル活用のWC S用稲作付け等に伴い堆肥の需要増加が見込まれるため、堆肥の品質向上及び安定化のための堆肥成分分析や、散布作業の効率化のためのマニユアスプレッダー等の整備を推進し、利用の促進を図るものとする。

(6) 可茂地域

可茂地域の畜産農家は、5年前に比べて戸数で約8割、頭羽数で牛が約8割、豚が約3割、鶏が8割に減少した。特に豚は豚熱の発生により大幅に減少しているが、混住化が進む中で、環境問題の発生防止を図っていく必要がある。

こうした中で、農家の堆肥処理施設等の老朽化も進んでおり、良質堆肥の製造や、処理作業中の事故防止の観点からも適期による設備の補修、機械部品の交換が重要となっている。共同利用施設においても同様で、施設整備時に比較して構成員が激減しており、施設設備の更新、補修費等の調達も困難となっており、作業時の人身事故も発生している。

一方で、増頭意欲のある農場では新たに施設整備を推進する必要がある、より良質な堆肥の製造、そのペレット化等ハンドリングの向上、マニユアスプレッダーの導入など、自家利用しやすく、また耕種への供給も円滑に進むように支援していく必要がある。

堆肥の利用面からは、水田等の農地の荒廃防止を図り、堆肥の農地還元による牧草及び飼料用米の生産を促し、地域環境の整備を推進されているが、特に坂祝町、富加町、八百津町では、転作田を活用した良質な飼料生産、成分分析による生産費の低コスト化が図られている。また、白川町では有機農業が推進されており、水稻生産の副産物である稲わらの活用など畜産農家とのマッチングを進め、地域の中での堆肥の利活用についてさらに推進していく必要がある。

(7) 東濃地域

東濃地域においては、養鶏は大規模な企業経営が多く、その堆肥は全国流通している。一方、酪農及び肉用牛は小規模経営が多く、その堆肥は自給飼料作物への自家利用が主流である。

こうした状況の中、地元営農組合における水稻、大豆、ブロッコリー等の栽培に豚ふん堆肥や鶏ふん堆肥の利用も行われている。また、農産物直売所へ出荷する野菜農家等においても近隣の畜産農家からの堆肥利用が行われている。

今後は、水田における飼料用米生産が拡大することが予想され、高い収量を得るために低コストで良質な堆肥の需要は高まると考えられる。

そのため、水田における堆肥利用拡大を推進するため、マニユアスプレッダー等の効率的な堆肥利用に必要な機械を中心に整備を図るものとする。

(8) 恵那地域

恵那地域は、今後、畜産農家戸数の減少が見込まれるものの、飼養頭羽数に大きな変動はないものと考えられる。

恵那市においては、堆肥の自家利用及び販売をしている農家が多く、地域内での堆肥利用が行われているが、堆肥の供給先の確保が課題となっている。今後、堆肥の供給先の確保のため、耕畜農家との連携を図ることが重要である。

中津川市においては、共同処理施設を利用する農家が多く、共同処理施設は農家の負担を軽減する大きな役割を担っている。共同処理施設で生産された堆肥の多くが地域外へ流通しているが、ホームセンターでの堆肥の消費量は年々減少傾向であり、地域の耕種農家（水稻・トマト等）への堆肥利用を進めていきたい。

このため、営農組合による受託作業の中に堆肥散布を取り入れやすくするため、マニユアスプレッダー等の効率的な作業に必要な機械及び堆肥保管施設等の整備を図るものとする。また、畜産農家と営農組合の互いのニーズを把握して、ニーズに即した堆肥生産を図れるよう、堆肥分析及び堆肥を利用した草地の飼料分析の実施を推奨する。

さらに、自給飼料作物への利用を促進するため、稲WCS及び飼料作物の栽培を推進し、圃場への堆肥還元を推進していき、継続的に生産ができるよう、畜産農家との情報共有に努める。

(9) 下呂地域

下呂地域での堆肥利用は、飼料稲・飼料用トウモロコシ栽培、牧草栽培等の飼料自給生産に取り組む酪農家や和牛繁殖農家では「自家利用」、養豚農家、養鶏農家及び大規模な肉用牛農家においては「販売」が主であったが、近年、下呂市畜産クラスター協議会を中心として、飼料生産受託組織と畜産農家が連携し、稲WCS及び飼料用米の増産と利用拡大、未利用稲わらの飼料利用と堆肥の圃場還元積極的に取り組み、未利用農地の有効活用、地力増進及び農地保全に寄与することを目的として、市内循環型の耕畜連携を積極的に推進している。

また、広域農道整備構想に関連して、肉用牛農家が共同利用する家畜排せつ物処理施設（二次発酵処理施設）を整備する計画があり、耕種農家が使いやすい良質堆肥の生産と利用の促進が図られることが期待されている。

しかし、耕種農家の高齢化により堆肥利用が減少しているため、今後、需要を伸ばすには堆肥散布時の負担軽減が課題となることから、堆肥散布機の導入や散布作業の効率化を図るための堆肥保管施設の整備に対し支援していく必要がある。

(10) 飛騨地域

飛騨地域は肉用牛及び酪農を中心として畜産が盛んな地域である。特に肉用牛では「飛騨牛」の主産地であり、生産基盤強化のため、補助事業等による牛舎整備及び繁殖雌牛増頭を推進し、飼養規模拡大を図っている。一方で、規模拡大に伴い、増加した堆肥の処理問題や共同堆肥処理施設の老朽化が問題となっている。

こうした状況の中で、補助事業等を活用し個人堆肥処理施設の整備や共同堆肥処理施設の補改修等を進めていく。高山市では老朽化により破損した共同処理施設の補改修を予定している。そして飛騨市では、補助事業を活用し、老朽化した共同堆肥処理施設補改修やローダー、ベルトコンベアなどの機械導入による堆肥生産の効率化を図っていく。

さらに堆肥の利用拡大のため、畜産農家自身の自給飼料生産の推進及び耕種農家と連携した水田への堆肥散布及び飼料用稲の生産による耕畜連携を強化していく。特に耕種農家において繁忙期の分散及び労力の負担軽減等で主食用米生産から稲WCS生産へ転換を希望する農家が増加しているため、稲WCSの需要のある畜産農家とのマッチングを強化していく必要がある。そして、一部地域では運搬及び散布の効率化を図るため、堆肥のペレット化装置の導入についても検討していく。

また、白川村では白川村クラスター協議会を中心として村内耕種農家に還元し、耕種農家が生産した飼料用米を養豚農家へ還元することで地域循環型農業の確立を図っていく。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する事項

1 技術開発の促進

家畜排せつ物の利用に関するニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術の開発を促進することが重要である。このため、岐阜県畜産研究所では、堆肥の成分値の活用方法について、堆肥供給者リストとともに県ホームページに掲載し、技術の実用化に取り組んでいる。

今後は、メタン発酵処理における原料となる汚水を濃縮するための機構の開発や、汚水の濃縮時に発生する排水中のアンモニア態窒素を回収・濃縮する技術の開発等に関係機関との連携を図りながら取り組んでいくものとする。

2 情報提供及び指導に係る体制の整備

本県においては、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産の健全な発展及び資源循環型畜産を確立するため、県、市町村、農業関係団体、農協等関係機関で構成する岐阜県耕畜連携農業推進連絡会議を設置し、家畜排せつ物の処理・利用に関する情報共有及び指導を担ってきている。

今後も、関係機関と連携して情報共有等に努めるほか、国や関係中央団体が開催する研修会及び講習会等への積極的な参加を図る。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要な事項

1 消費者等の理解の醸成

本県の畜産業が、今後も健全な経営を持続していくためには、畜産業に対する消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、関係者は一体となって、農業団体等が主催する行事等において、①畜産農家が良質な畜産物の生産や畜産環境保全対策に取り組んでいること、②家畜排せつ物の利用促進が資源循環型社会の構築に一定の役割を果たしていること等について、消費者や地域住民に対する普及・啓発に努める。

2 家畜防疫の観点からの適切な堆肥化の徹底等による防疫対策の強化

家畜防疫の観点からも、堆肥化を適切に行うための対策を講じることが重要である。

このため、野生動物等が堆肥化の過程で家畜排せつ物に接触して病原体が拡散する可能性について、家畜保健衛生所の巡回指導等による注意喚起を図る。

また、家畜排せつ物の運搬に当たっては、運搬車両を通じて家畜疾病の病原体が伝播する可能性があることを考慮し、散逸防止、車両の消毒、運搬ルートを検討等に努めるよう指導する。

別紙 1

畜種別施設整備の現状（令和元年度現在）

（単位：カ所）

	共同施設							個人施設						
	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	貯留槽	液肥化施設	浄化処理施設	その他（ ）	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	貯留槽	液肥化施設	浄化処理施設	その他（焼却）
乳用牛	18	13	3	0	3	0	0	74	29	33	0	20	6	0
肉用牛	81	27	63	0	2	3	0	333	42	18	0	21	4	1
豚	5	2	0	0	0	0	0	27	46	3	0	2	28	1
採卵鶏	0	0	0	0	0	0	0	27	82	58	0	0	0	0
ブロイラー	0	1	0	0	0	0	0	20	8	2	0	0	2	7
その他（馬）	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	0	0	2	1
合計	104	43	66	0	5	3	0	487	209	115	0	43	42	10

注）共同施設で複数畜種を処理する場合に重複があるので、合計と一致しない

令和 12 年度までの施設整備計画

（単位：カ所）

	共同施設							個人施設						
	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	貯留槽	液肥化施設	浄化処理施設	その他（ ）	堆肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	貯留槽	液肥化施設	浄化処理施設	その他（ ）
乳用牛	1	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0
肉用牛	4	0	0	0	0	0	0	23	1	0	0	0	0	0
豚	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	2	0
採卵鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	0	0	0	0	0	0	30	4	1	0	0	2	0